

令和4年（2022年）6月（第6回）教育委員会会議

1 開催日時

令和4年6月23日（木） 18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階会議室（4－3）

3 議 題

・その他の事項

宇部市教育支援委員会委員の任命について

就学援助制度に係る医療券の取り扱いについて

寄附の報告について

令和3年度(2021年度) 宇部市教育支援委員会委員名簿【任期1年目】

区 分		氏 名	備 考
一号委員 学識経験者	1	安平 秀行	元琴芝小学校校長
	2	浅谷 友香	社会福祉法人 扶老会 生活支援センターふなき 相談支援専門員 精神保健福祉士
	3	森本 裕子	宇部フロンティア大学 学長推薦 心理学部 心理学科 講師 思春期疫学
	4	三島 瑞穂	山口県公認心理師協会 会長推薦 公認心理師
二号委員	5	村上 俊雄	宇部市医師会 小児科・アレルギー科
医 師	6	小早川 節	宇部市医師会 内科・心療内科
	7	高橋 一雅	山口大学医学部附属病院 新生児学 小児発達
三号委員 関係行政機関職員	8	野島 智彦	宇部児童相談所長推薦 公認心理師（宇部地区担当）
四号委員	9	吉田 衆一	宇部市小学校サブセンター校校長（岬小校長） 小学校特別支援教育研究会 会長
関係教育	10	奥住 徹	宇部市中学校サブセンター校校長（神原中校長） 中学校特別支援教育研究会 会長
機関職員	11	中田 直宏	宇部総合支援学校 校長推薦 教諭 地域コーディネーター
	12	井上 健	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 小学校地域コーディネーター
	13	吉田 進	中校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 中学校特別支援教育研究会理事
	14	三隅 和恵	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 小学校特別支援教育研究会副理事長
	15	礪田 和秀	中校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 中学校地域コーディネーター
	16	正木 圭子	宇部市保育連盟 会長推薦 宇部市立神原保育園 園長
	17	山口 和子	宇部市私立幼稚園連合会 会長推薦 明光幼稚園 園長
任期：令和3年(2021年)6月1日～令和5年(2023年)5月31日【2年間】			

令和4年度(2022年度) 宇部市教育支援委員会委員名簿【任期2年目】

区 分		氏 名	備 考
一号委員	1	安平 秀行	元琴芝小学校校長
学識経験者	2	浅谷 友香	社会福祉法人 扶老会 生活支援センターふなき 相談支援専門員 精神保健福祉士
	3	森本 裕子	宇部フロンティア大学 学長推薦 心理学部 心理学科 講師 思春期疫学
	4	三島 瑞穂	山口県公認心理師協会 会長推薦 公認心理師
二号委員	5	村上 俊雄	宇部市医師会 小児科・アレルギー科
医 師	6	小早川 節	宇部市医師会 内科・心療内科
	7	高橋 一雅	山口大学医学部附属病院 新生児学 小児発達
三号委員 関係行政機関職員	8	野島 智彦	宇部児童相談所長推薦 公認心理師（宇部地区担当）
四号委員	9	吉田 衆一	宇部市小学校サブセンター校校長（岬小校長） 小学校特別支援教育研究会 会長
関係教育	10	奥住 徹	宇部市中学校サブセンター校校長（神原中校長） 中学校特別支援教育研究会 会長
機関職員	11	中田 直宏	宇部総合支援学校 校長推薦 教諭 地域コーディネーター
	12	西田 久美江	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 小学校地域コーディネーター
	13	吉田 進	中校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 中学校特別支援教育研究会理事
	14	三隅 和恵	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 小学校特別支援教育研究会副理事長
	15	礪田 和秀	中校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 中学校地域コーディネーター
	16	正木 圭子	宇部市保育連盟 会長推薦 宇部市立神原保育園 園長
	17	木村香奈子	宇部市私立幼稚園連合会 会長推薦 精華幼稚園 園長
任期：令和3年(2021年)6月1日～令和5年(2023年)5月31日【2年間】 ※西田 久美江委員・木村 香奈子委員の任期は「令和4年(2022年)5月27日～令和5年5月31日」			

○宇部市教育支援委員会条例

昭和六十三年三月二十九日

条例第十号

改正 平成二六年一二月二六日条例第四六号

(題名改称)

(設置)

第一条 障害のある児童、生徒等（次条において「障害児等」という。）に対する早期からの教育に関する相談及び支援並びに就学に関する指導、就学後の適切な教育その他の必要な教育的支援（次条において「教育支援」という。）の充実を図るため、宇部市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。

(平二六条例四六・全改)

(所掌事務)

第二条 教育支援委員会は、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、障害児等に係る教育支援に関する事項を調査審議する。

(平二六条例四六・追加)

(組織)

第三条 教育支援委員会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 医師
- 三 関係行政機関の職員
- 四 関係教育機関の職員

(平二六条例四六・旧第二条繰下・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二六条例四六・旧第三条繰下・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第五条 教育支援委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつて定める。
- 3 委員長は、教育支援委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平二六条例四六・旧第四条繰下・一部改正)

(会議)

第六条 教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二六条例四六・旧第五条繰下・一部改正)

(部会)

第七条 教育支援委員会に、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは部会を置くことができる。

- 2 部会は、教育支援委員会の委員で組織する。
- 3 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 4 前二条の規定は、部会に準用する。

(平二六条例四六・旧第六条繰下・一部改正)

(庶務)

第八条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(平二六条例四六・旧第七条繰下・一部改正)

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、教育支援委員会の運営について必要な事項は、委員長が教育支援委員会に諮って定める。

(平二六条例四六・旧第八条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十六日条例第四十六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第二条第二項の規定により任命された宇部市就学指

導委員会（以下この項において「旧委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第三条第二項の規定により宇部市教育支援委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第四条第一項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第四条第二項の規定により選任された委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の第五条第二項の規定により委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

（宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

- 4 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年条例第二十四号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

寄 附 (5月分)

令和4年6月23日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和4年5月9日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として (平成24年度から通算121回目)
令和4年5月30日	精華学園高等学校 宇部校舎 校舎長 渡壁 幸一郎	不織布マスク 170箱	コロナ禍における児童生徒の 感染予防のため